

○大分県海岸管理規則

昭和三十四年四月十四日

大分県規則第二十八号

〔海岸法施行細則〕をここに公布する。

大分県海岸管理規則

(平一二規則三八・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、他の規則に特別の定のあるものを除くほか、海岸法（昭和三十一年法律第百一号。以下「法」という。）の規定により管理する海岸保全区域及び一般公共海岸区域の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(平一二規則三八・一部改正)

(制限行為)

第二条 海岸法施行令（昭和三十一年政令第三百三十二号）第三条の規定に基き、海岸管理者が指定する行為は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 海岸保全区域又は一般公共海岸区域（以下「海岸区域」という。）内に木材その他の重量物を投棄し又はけい留すること。
- 二 廃液又は汚物を放出するための施設を海岸区域内に設けること。
- 三 その他知事が海岸保全施設を損傷するおそれがあると認める行為

(平一二規則三八・一部改正)

(許可申請書の様式)

第三条 次の各号に掲げる許可申請書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 法第七条第一項又は第三十七条の四の規定による許可申請書 第一号様式
- 二 法第八条第一項第一号又は第三十七条の五第一項第一号の規定による許可申請書 第二号様式
- 三 法第八条第一項第二号又は第三十七条の五第一項第二号の規定による許可申請書 第三号様式
- 四 法第八条第一項第三号又は第三十七条の五第一項第三号の規定による許可申請書 第四号様式

2 前項の申請書には、それぞれ関係図面及び書類を添付しなければならない。ただし、知事がその必要がないと認めたものについては、その一部を省略することができる。

(平一二規則三八・一部改正)

(許可の期間)

第四条 法第七条、第八条、第三十七条の四又は第三十七条の五の許可の期間は、十年以内とする。ただし、次の各号に掲げる行為の許可の期間については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 施設又は工作物の設置で長期にわたることが必要と認められるもの 三十年以内
- 二 土石等の採取 一年以内

(平一二規則三八・一部改正)

(許可指令書)

第五条 知事の行う許可については、すべて許可指令書（第八号様式）を交付する。

(採取標旗)

第六条 法第八条第一項第一号又は第三十七条の五第一項第一号の規定による許可を受けた者は、採取場所に採取標旗（第九号様式）を掲揚しなければならない。

(平一二規則三八・全改)

(工事の承認申請)

第七条 法第十三条の規定による承認を受けようとするときは、工事施行承認申請書（第五号様式）を知事に提出しなければならない。

(許可事項の変更)

第八条 法第七条、第八条、第三十七条の四又は第三十七条の五の規定による許可を受けた者が、当該許可事項を変更しようとするときは、変更承認申請書（第六号様式）を提出して知事の承認を受けなければならない。

- 2 法第七条、第八条、第三十七条の四又は第三十七条の五の規定による許可を受けた者が、許可に係る行為を中止し、廃止し、又は完了したときは、直ちに知事に届け出なければならない。

(平一二規則三八・一部改正)

(権利義務の承継)

第九条 法第七条、第八条、第三十七条の四又は第三十七条の五の規定による許可に基づく権利義務は、これを移転してはならない。ただし、相続、法人の合併又は分割により当該許可に基づく権利義務を承継しようとする者が、その理由の発生した日から一月以内に戸籍抄本又は登記簿抄本を添えて、権利義務承継申請書（第七号様式）を知事に提出し、その承認を受けた場合は、この限りでない。

(平一二規則三八・平一三規則六八・一部改正)

(名称等変更届)

第十条 法第七条、第八条、第三十七条の四及び第三十七条の五の規定により許可を受けた者が、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、十五日以内に（氏名又は名称を変更する場合は、戸籍抄本又は登記簿抄本を添えて）知事に届け出なければならない。

(平一二規則三八・一部改正)

(原状回復の義務)

第十一条 法第七条又は第三十七条の四の規定による許可を受けた者は、占用期間の満了、占用の廃止、又は許可の取消があつたときは、直ちに原状に回復し知事の検査を受けなければならない。ただし、知事が必要がないと認めるときは、この限りでない。

(平一二規則三八・一部改正)

(損失補償)

第十二条 法第十二条第一項の規定による知事の処分若しくは措置命令又は法第二十一条第一項の規定による知事の措置命令により損失を生ずることがあつても補償しない。

(書類の経由等)

第十三条 この規則により提出し、又は交付する書類は、すべて当該行為地を所管する土木事務所長又は振興局長を経由しなければならない。

2 土木事務所長又は振興局長は、必要があるときは、当該行為地が属する市町村の長又は利害関係者の意見を聴くものとする。

(昭四〇規則一〇三・昭六三規則一六・一部改正、平六規則二五・旧第十五条繰下、平一二規則三八・旧第十七条繰上・一部改正、平一八規則三六・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。

附 則（昭和三五年規則第一八号）

この規則は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和三五年規則第六七号）

この規則は、昭和三十五年十月一日から施行する。

附 則（昭四〇年規則第一〇三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭四二年規則第三〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭五〇年規則第七一号）

- 1 この規則は、昭和五十一年一月一日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に受けている許可に係る占用料及び採取料については、昭和五十一年三月三十一日まで、なお従前の例による。

附 則（昭和五五年規則第一三号）

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和五八年規則第一四号）

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和六一年規則第一九号）

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六三年規則第一六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年規則第一九号）

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成二年規則第一五号）

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成五年規則第二二号）

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成六年規則第二五号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の海岸法施行細則の規定は、平成六年四月一日以後に納期限が到来する負担金等について適用し、同日前に納期限が到来する負担金等については、なお従前の例による。

附 則（平成八年規則第一七号）

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成九年規則第一八号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年規則第三八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の海岸法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の大分県海岸管理規則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則（平成一三年規則第六八号）抄

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の大分県の海底の土地の使用等の許可に関する規則の規定、第二条の規定による改正後の大分県道路占用規則の規定、第三条の規定による改正後の大分県電線共同溝占用規則の規定、第四条の規定による改正後の普通河川取締条例施行規則の規定、第五条の規定による大分県海岸管理規則の規定、第六条の規定による港湾区域等における行為の規制に関する規則の規定、第七条の規定による大分県砂防指定地及び砂防設備の管理に関する規則の規定、第八条の規定による急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく行為の制限等に関する規則の規定及び第九条の規定による大分都市計画事業大分臨海工業地帯大在土地区画整理事業に係る清算金取扱規則の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

（大分県海岸管理規則の一部改正に伴う経過措置）

- 4 改正後の大分県海岸管理規則第九条ただし書の分割により当該許可に基づく権利義務を承継しようとする者（適用日から施行日の前日までに承継しようとするものに限る。）に対する同条ただし書の適用については、「その理由の発生した日から」とあるのは、「大分県の海底の土地の使用等の許可に関する規則等の一部を改正する規則（平成十三年大分県規則第六十八号）の施行の日から」とする。

附 則（平成一八年規則第三六号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

年 月 日

大分県知事 殿

申請人 住所  
氏名



海岸保全区域等占用許可申請書

下記のとおり 海岸保全区域 一般公共海岸区域 を占用したいから許可されるよう、海岸法 第7条第1 第37条

項 の規定により別紙関係図書類を添えて申請します。  
の4

記

- 1 保全区域名
- 2 占用場所 郡市 町村 大字 字 番地先
- 3 占用面積 平方メートル
- 4 占用目的
- 5 占用期間 年 月 日から 年 月 月間  
年 月 日まで
- 6 施設又は工作物の構造
- 7 工事実施の方法
- 8 工事実施の期間 年 月 日から  
年 月 日まで

注 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を記載し、押印をすることに代えて、自署することができる。

備考(添付図書類)

- 1 見取図 (縮尺  $\frac{1}{1000}$  程度)
- 2 平面図 (〃  $\frac{1}{200}$  以上)
- 3 縦横断図 (〃  $\frac{1}{200}$  以上)
- 4 丈量図 (〃  $\frac{1}{600}$  以上)
- 5 構造図 (〃  $\frac{1}{100}$  以上)

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

大分県知事 殿

申請人 住所  
氏名



土石(砂)採取許可申請書

下記のとおり 採取の許可を受けたいから、海岸法 第8条第1項 第37条の5の規定により別紙関係図書類を添えて申請します。

記

- 採取場所 郡 町 大字 字 番地先  
市 村
- 採取物件の種類及び数量
- 採取の目的
- 採取区域の面積
- 採取の方法
- 採取の期間 年 月 日から 月間  
年 月 日まで

注 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を記載し、押印をすることに代えて、自署することができる。

備考(添付図書類)

- 見取図 (縮尺  $\frac{1}{1000}$  程度)
- 平面図 (〃  $\frac{1}{200}$  以上)
- 写 図 (〃  $\frac{1}{600}$  )

第3号様式(第3条関係)

年 月 日

大分県知事 殿

申請人 住所  
氏名

㊟

施設(工作物)新設(改築)許可申請書

下記のとおり施設(工作物)を新設(改築)したいから許可されるよう、海岸法 第8条第  
第37条

1項 の規定により別紙関係図書類を添えて申請します。  
の5

記

- 施設(工作物)  
1 を 新設(改築) 郡 町 大字 字 番地先  
する場所 市 村
- 2 施設(工作物)を新設(改築)する目的
- 3 新設(改築)する施設(工作物)の構造
- 4 工事実施の方法
- 5 工事実施の期間 年 月 日から  
年 月 日まで

注 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を記載し、押印をすることに代えて、自署  
することができる。

備考(添付図書類)

- 1 見取図 (縮尺  $\frac{1}{1000}$  程度)
- 2 実測平面図 (〃  $\frac{1}{600}$  以上)
- 3 縦横断図 (〃  $\frac{1}{200}$  以上)
- 4 丈量図 (〃  $\frac{1}{600}$  )
- 5 構造図 (〃  $\frac{1}{100}$  以上)
- 6 工場廃水の場合は水質分析表



第4号様式(第3条関係)

年 月 日

大分県知事 殿

申請人 住所  
氏名



海岸保全区域等における制限行為の許可申請書

下記のとおり 海岸保全区域 において 一般公共海岸区域 の行為をしたいから許可されるよ

う、海岸法 第8条第1項 第37条の5 の規定により別紙関係図書類を添えて申請します。

記

- 1 行為の場所 郡市 町村 大字 字 番地先
- 2 行為の内容
- 3 行為の目的
- 4 行為の面積等
- 5 行為の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 行為の方法

注 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を記載し、押印をすることに代えて、自署することができる。

備考(添付図書類)

- 1 見取図 (縮尺  $\frac{1}{1000}$  程度)
- 2 平面図 (〃  $\frac{1}{200}$  以上)
- 3 縦横断図 (〃  $\frac{1}{200}$  以上)
- 4 丈量図 (〃  $\frac{1}{600}$  )

第5号様式(第7条関係)

年 月 日

大分県知事 殿

申請人 住所  
氏名



海岸保全施設工事施行承認申請書

下記のとおり保全施設に関する工事をしたいから承認されるよう、海岸法第13条の規定により別紙関係図書類を添えて申請します。

記

- 保全区域名
- 工事の場所 郡 町 大字 字 番地先  
市 村
- 工事実施の方法
- 工事実施の期間 年 月 日から  
年 月 日まで
- 保全施設の構造

注 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を記載し、押印をすることに代えて、自署することができる。

備考(添付図書類)

- 設計書
- 実測平面図 (縮尺  $\frac{1}{600}$  以上)
- 縦横断面図 (〃  $\frac{1}{200}$  以上)
- 構造図 (〃  $\frac{1}{100}$  以上)

第6号様式(第8条関係)

年 月 日

大分県知事 殿

申請人 住所  
氏名



海岸許可事項変更承認申請書

下記のとおり許可事項を変更したいから承認されるよう、関係図書類を添えて申請します。

記

- 許可を受けた場所  
郡市 町村大字 字 番地先
- 許可年月日 年 月 日
- 許可指令番号 第 号
- 許可期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 許可を受けた事項の概要
- 変更すべき事項
- 変更の理由
- 変更の着手から完了までの期間 年 月 日から 年 月 日まで

注 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を記載し、押印をすることに代えて、自署することができる。

備考(添付図書類)

添付図書類は、変更すべき事項により関係する必要なものを添付すればよい。

第7号様式(第9条関係)

年 月 日

大分県知事 殿

申請人 住 所  
(相続人又は承継法人の代表者)  
氏 名 ①

権 利 義 務 承 継 申 請 書

下記のとおり許可の権利義務を承継したいから承認されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

- |            |    |      |     |      |
|------------|----|------|-----|------|
| 1 許可を受けた場所 | 郡市 | 町村大字 | 字   | 番地先  |
| 2 許可年月日    | 年  | 月    | 日   |      |
| 3 許可指令番号   | 第  | 号    |     |      |
| 4 許可期間     | 年  | 月    | 日から | 年 月間 |
|            | 年  | 月    | 日まで |      |

5 許可を受けた事項の概要

6 承継の原因又は事由

注 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を記載し、押印をすることに代えて、自署することができる。

備考(添付図書類)

相続の場合は戸籍抄本(法人にあつては登記簿抄本)を添付する。

第8号様式(第5条関係)

指令河第 号

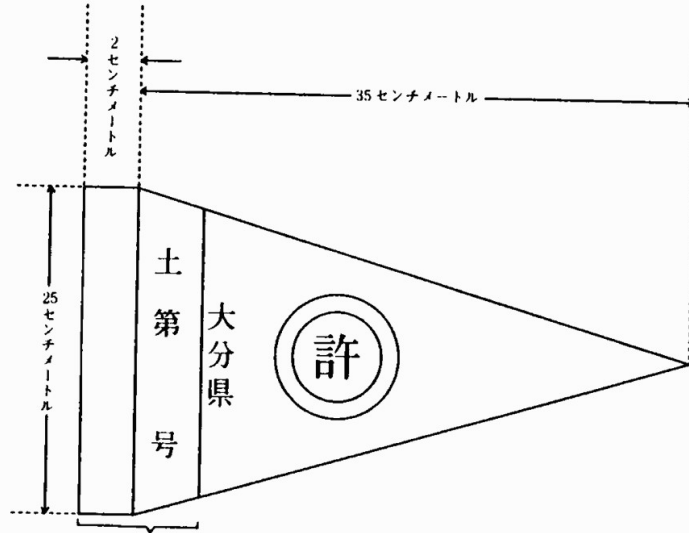
住 所  
氏 名

年 月 日付け( 第 号により)で申請のあつた については、海岸  
法第 条(第 項第 号)の規定に基づき次の条件を付して許可(承認)する。

年 月 日

大分県知事 氏 名 印

第九号様式(第六条関係)



この区間は  
白で字は赤

布地 赤旗  
字は白、丸  
枠も白

第1号様式（第3条関係）

（昭35規則18・全改、昭50規則71・平12規則38・一部改正）

第2号様式（第3条関係）

（昭35規則18・全改、昭50規則71・平12規則38・一部改正）

第3号様式（第3条関係）

（昭35規則18・全改、昭50規則71・平12規則38・一部改正）

第4号様式（第3条関係）

（昭35規則18・全改、昭50規則71・平12規則38・一部改正）

第5号様式（第7条関係）

（昭35規則18・全改、昭50規則71・平12規則38・一部改正）

第6号様式（第8条関係）

（昭35規則18・全改、昭50規則71・平12規則38・一部改正）

第7号様式（第9条関係）

（昭35規則18・全改、昭50規則71・平12規則38・一部改正）

第8号様式（第5条関係）

（昭35規則18・全改、昭50規則71・平12規則38・一部改正）

第九号様式（第六条関係）

（昭五〇規則七一・一部改正）